### 第2回「労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の 健診費用の額等のあり方に関する検討会」議事次第

- 1 日 時 令和2年2月17日(月)17:30~19:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第5号館 仮設第4会議室(1階C駐車場) (東京都千代田区霞が関1-2-2)
- 3 議 題
- (1) 労災二次健診の特殊性を踏まえた費用の額のあり方
- (2) その他
- 4 提出資料
  - 【資料1】 第1回検討会における主な意見等
  - 【資料2】 就労の状況等に係る質問票例(案)
  - 【資料3】 二次健康診断等給付 特定保健指導例 (案)
  - 【資料4】 労災二次健診等の特殊性を踏まえた費用の額のあり方(案)
  - 【資料5】 受診結果に所見を記載する視点及び記載例(案)

#### (参考資料)

【参考資料1】二次健診のフロー図

【参考資料2】関連条文(抜粋)

【参考資料3】二次健康診断等費用請求内訳書

【参考資料4】リーフレット(二次健康診断等給付の請求手続)

### 第1回検討会における主な意見等

#### 1 二次健康診断について

#### 資料3「検査の算定に用いる診療報酬点数表等(案)」に対する意見等

- O 改正担当規程の施行時における最新の診療報酬点数表及び労災診療費 算定基準に基づき算定すべきである。
- 未実施の検査項目に対する算定は行わないことが適当である。
- 今後における費用の額の見直し頻度は、健診給付医療機関における準備 やシステム設定変更の作業負担等を考慮すると、診療報酬点数表等の改定 の都度ではなく、健診等費用の額に一定程度幅の変動が生じた場合に改定 を行うことが現実的である。

#### 2 特定保健指導について

- (1) 資料4「就労の状態等に係る質問票例(案)」に対する意見等
- 例示の質問項目は概ね妥当である。
- 回答欄の「不明」の部分は、「判断困難」とした方が分かりやすいのではないか。

#### (2) 資料5「二次健康診断等給付 特定保健指導例(案)」に対する意見等

〇 「(日常生活)(就労状況)」や「生活上・就労上の問題点」などと一緒に しているところ、労災二次健診の特殊性を明確にするため、「日常生活」と 「就労」とを明確に区別した様式とすべきである。

また、就労の状況について、チェックを付ける項目を検討してもらいたい。

- O 健診給付医療機関が事業者(産業医等)から特定保健指導の結果について 情報提供を求められた場合に応じることができるよう、本人同意の欄を設け る必要がある。
- 受診者に対しては、二次健診等給付の重要性について丁寧な説明を行い、 受診結果の控えを交付する際にも、産業医(事業主)に対し「二次健康診断 等の受診結果」が確実に伝わる仕組みを検討してもらいたい。

- 〇 費用について、診療報酬点数及び一般的な健康診断、保健指導とは異なる特殊性について評価のうえ加算すべきである。次回の検討会において設定の考え方の案を示してもらいたい。
- 特定保健指導の目安時間は「20分以上」が妥当である。

### 4 将来の課題に対する意見等

- 動脈硬化の状態を把握する検査項目として、ABI、PWV 等の導入を検討してもよいのではないか。
- O 特定保健指導について、実施後におけるフォローアップができる仕組みが必要ではないか。
- 精度管理や効果判定を行う仕組みを検討する必要があるのではないか。
- データベースの構築を検討する必要があるのではないか。

### 就労の状況等に係る質問票例(案)

### ◎記載に当たり、必ずお読み下さい。

【就労の状況等について質問する目的】

脳血管疾患及び虚血性心疾患は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病変が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至ります。

をたどり発症に至ります。 しかしながら、**長時間労働等の業務による明らかな過重負荷が加わることにより、血管病変等がその自然** 経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患を発症する場合があります。ので、これら疾病の発生の予防に資する という二次健康診断等給付制度が創設された趣旨を踏まえ、受検者の方に就労の状況(労働時間、勤務形態、作業環境、精神的緊張の状態等)などについて、質問させていただくものです。

		度が創設された趣旨を踏まえ、受検者の方に就労の状況(労働¤ 犬態等)などについて、質問させていただくものです。	寺間、勤務形						
給付	対象者氏名	(男・女) 生年月日 大・昭・平 年 月	日(才)						
1. 就	労の状況(可能な範囲で記載	して下さい)							
	- 職種	□屋内作業 (□デスクワーク □その他(具体的に:	))						
		口屋外作業 (具体的に:	)						
	•時間外労働時間	月平均()時間程度(繁忙期()時間、閑散期()時間程度)	□判断困難						
	・不規則な勤務	□有 □無(有の場合 具体的に:	)口判断困難						
	・出張の多い業務	□有 □無(有の場合 具体的に:	)口判断困難						
	•交替制勤務•深夜勤務	□有 □無(有の場合 具体的に:	)口判断困難						
	•温度環境	□有 □無(有の場合 具体的に:	)口判断困難						
	・時差を伴う業務	□有 □無(有の場合 具体的に:	)口判断困難						
	・精神的緊張を伴う業務	□有 □無(有の場合 具体的に:	)口判断困難						
	過大なノルマ	□有□無	□判断困難						
	顧客とのトラブル	□有□無	□判断困難						
	人の生命等に関わる業務	5 □有 □無	口判断困難						
	その他(記載したいこと)	(	)						
	•通勤手段、通勤時間	□自家用車 □公共機関( ) □徒歩 □その他( 通勤時間(約( )分) □判断困難	)						
	・所定休日(週休 日)	□取れている □取れないことがある □ほとんど取れない	口判断困難						
	•年次有給休暇	□取れている □取れないことがある □ほとんど取れない	□判断困難						
	•休憩時間	□取れている □取れないことがある □ほとんど取れない	口判断困難						
	・その他(記載したいこと)	(	)						
2. 睡	眠時間の状況(下の【注意事	項】を読んでから記載して下さい)							
	□4時間以下 □5時間	□6時間 □7時間 □8時間以上							
	【注意事項】 長時間労働により睡眠が十分に取れない場合には、疲労の回復が困難になることにより生ずる疲労の蓄積が原因となって、脳血管疾患をはじめ虚血性心疾患、高血圧、血圧上昇などの血管系への影響を与えることが医学的に指摘されていることから、質問させていただくものです。								
3. 日	常生活の状況等(可能な範囲で	記載して下さい)							
	・食事に関する事項	3食規則正しい食生活 口有 口無 間食 口有(週( )回 1日( 飲酒 週( )日 1回あたり飲酒量( 合)日本酒換算	)回) 口無						
	・運動に関する事項	運動の頻度 □週1~2日 □週3~4日 □週5日以上 (種目:	)						
	・喫煙に関する事項	喫煙 □有(1日 本:喫煙歴 年) □無 □過去に喫煙していた	が現在は無						
	・体重の増減	10年前より( kg) □増 □減 20年前より( kg) □増 □減	Ž						
	<ul><li>特に注意していること</li></ul>	(	)						

### 二次健康診断等給付 特定保健指導例(案)

給付対象者氏名:	(男•女)	生年月日:大•昭•平	年	月	日生(	才)

O ね	らい:検査系	昔果を理解し、自分の「生活上の問題点」及び「就労上の問題点」を抽出すること
<u> </u>	_	【血液検査を除く) 【血液検査項目】(採血日 月 日)
	□身長	( cm) □血糖(□空腹時 □随時 □食後( )時間)
	□匆 氏 □体 重:現	
	□ PP 重·死 □BMI	$\Box HbA1c \qquad (                                  $
検	□腹 囲:現	
		(低栄養状態の恐れ 良好 肥満)□中性脂肪 ( mg/dl)
結 果		「拡張期血圧:現在( mmHg) □HDLコレステロール ( mg/dl) □HDLコレステロール ( mg/dl)
1		意図又は胸部超音波( mg/dl) □LDLコレステロール ( mg/dl)
	□頸部超音	
		ては微量アルブミン尿( )
	□その他	
	※一次健診	>又は二次健診の結果から記載 ※一次健診又は二次健診の結果から記載
〇日	常生活に	:関する事項
	【問診項目	】 □栄養の状況 □運動の状況 □生活の状況
		□ たばこ・飲酒の状況(□非喫煙者 □非飲酒者) □その他
		□食事摂取量を適正にする      □食塩・調味料を控える
		□野菜・きのこ・海藻など食物繊維の摂取を増やす □外食の際の注意事項(
	— », »,	□油を使った料理(揚げ物や炒め物等)の摂取を減らす □その他( )
	□栄養	□節酒:〔減らす(種類・量: を週 回)〕
重		□間食:〔減らす(種類・量: を週 回)〕
点を		□食べ方:(ゆっくり食べる・その他( ))
を置		□食事時間:朝食、昼食、夕食を規則正しくとる
置く		□運動処方:種類(ウォーキング・ )
指	□運動	- 時間(30分以上・ )、頻度(ほぼ毎日・週 日)
導項		強度(息がはずむが会話が可能な強さ or 脈拍 拍/分 or )
目		□日常生活の活動量増加(例:1日1万歩・ )
		□運動時の注意事項など( )
		□禁煙・節煙の有効性 □禁煙の実施方法等
	口生活	□家庭での計測(歩数、体重、血圧、腹囲等)
		□その他( )
上 生活上	の問題点	
	2.5 141/23/11/	
○就	労の状況	に関する事項
	【問診項目】	【(就労の状況等に係る質問票を参考に問診)
		□時間外労働時間(月 時間) □ 不規則な勤務時間 □ 拘束時間の長い業務
		□ 出張の多い業務 □ 交代制勤務・深夜勤務 □ 精神的緊張を伴う業務
		□ 作業環境(高・低温、騒音、時差、その他( )) □睡眠の状況
		□ 門診項目のうち、特筆すべき事項があれば記載
		□ 同砂塊日のりの、村事り、で事項が30%が3間戦
	m + 16/24	)
■点を	置く指導項	
		□労働時間 □勤務形態 □作業環境(高・低温、騒音、時差、その他( ))
		□睡眠の確保(質・量) □余暇
		□その他( )
就学 L	この問題点	
/J/U // I	~~~ IH1\K52\J\/	

(注1)実施項目は、□にチェック、( )内には具体的に記入すること。 (ただし、該当しない項目は空欄とする。)

(注2)「二次健康診断等の受診結果」における医師の所見欄には、上記「生活上の問題点」及び「就労上の問題点」の内容を踏まえた上で、 就業上配慮すべき事項を記載すること。 事業場に選任されている産業医等から、本件特定保健指導の結果についての情報提供を求められた場合は、当健診給付医療機関から提供することに同意します口同意する 口同意しない 給付対象者署名

### 二次健康診断等の特殊性を踏まえた費用の額のあり方(案)

### 二次健康診断等の特殊性

- 〇二次健康診断
  - ・ 脳・心臓疾患の発症の予防に特化した健康診断であり、「超音波検査」や「負荷心電図検査」等の精緻な検査を 実施
  - 二次健康診断健診実施後は、事業者(産業医等)において、業務上の事由による脳・心臓疾患の発生防止のため、配置転換、過重労働の軽減、医療機関受診機会の付与などの措置を的確に講じることができるよう、受診結果の「医師の所見」欄に受診者の就業上の措置に結びつく内容を的確に記載(現行は費用で評価)
- 〇特定保健指導
  - ・ 二次健康診断の結果に基づき実施される特定保健指導も、同様に業務上の事由による脳・心臓疾患の発生防止の観点から、受診者の就業上の配慮に結びつく高度な医学的所見が必要

### 特殊性を踏まえた見直し

- ① 受診者による「就労の状況等に係る質問票」を新たに設ける
- ② 脳・心臓の状態が把握できる精緻な検査を実施
- ③ ①、②の結果を踏まえ、「生活上の問題点」及び「就労上の問題点」を抽出するための特定保健指導を実施するため、新たな様式を設ける
- ④ <u>二次健康診断及び特定保健指導の受診結果について、所見を記載する視点等を示す</u>ことにより、事業者(産業医等)において就業上の措置又は配慮すべき事項がより明確化でき、より一層の業務上の事由による脳・心臓疾患の発生予防のための措置等を具体的に講じることが可能

### 二次健康診断等固有の評価

・ 二次健康診断の他、特定保健指導についても特殊性を評価した費用の額を設定

(趣旨、目的、手法は異なるが、有職者を対象に特定保健指導を実施している高齢者医療確保法に基づく「動機付け支援」の実勢価格などを参考に費用の額を検討) -5-

評価

### 受診結果に所見を記載する視点及び記載例(案)

### ○ 二次健康診断(負荷心電図検査又は胸部超音波検査、頸部超音波検査)の結果を 記載する視点

☆検査の結果を<u>就業上の措置に結びつける視点を持つ</u>ことが肝要となる (記載例)

- ・瘤破裂の可能性があるため、身体的負荷が強い力仕事は控えることが望ましい
- ・梗塞の可能性があるため、恒常的な長時間労働は控えることが望ましい
- ・肺塞栓症を合併する可能性があるため、長時間のデスクワークを避け、定期的に体操を させることが望ましい

#### 〇 特定保健指導の結果を記載する視点

☆抽出した問題点を<u>就業上の配慮に結びつける視点をもつ</u>ことが肝要となる (記載例)

- 不規則な食事時間を改善できるように勤務形態の見直しなどをお願いします
- ・睡眠が十分確保できるように勤務シフトの見直しを検討するなどをお願いします
- 休憩時間(昼食時間)を確実に確保できるよう働きかけをお願いします
- ・残業時間は月60時間未満ですが、産業医等による面接指導の実施が望まれます
- 繁忙期においては、インターバル勤務などの検討をお願いします。
- ・テレワークが可能であれば、テレワーク勤務の検討をお願いします
- ・職場環境が暑いことによる体調不良を訴えておりますので、身体的負荷を減らすような 検討及びこまめな水分補給の徹底をお願いします

#### ○ 就業上の措置又は配慮すべき事項は特にないと判断した結果を記載する視点

☆産業医等が異常の所見があると診断した項目に対応する視点をもつことが肝要 となる

(記載例)

・現時点では就労上の問題点は抽出されませんでしたが、受診者は血圧を気にかけている ようですのでご留意下さい

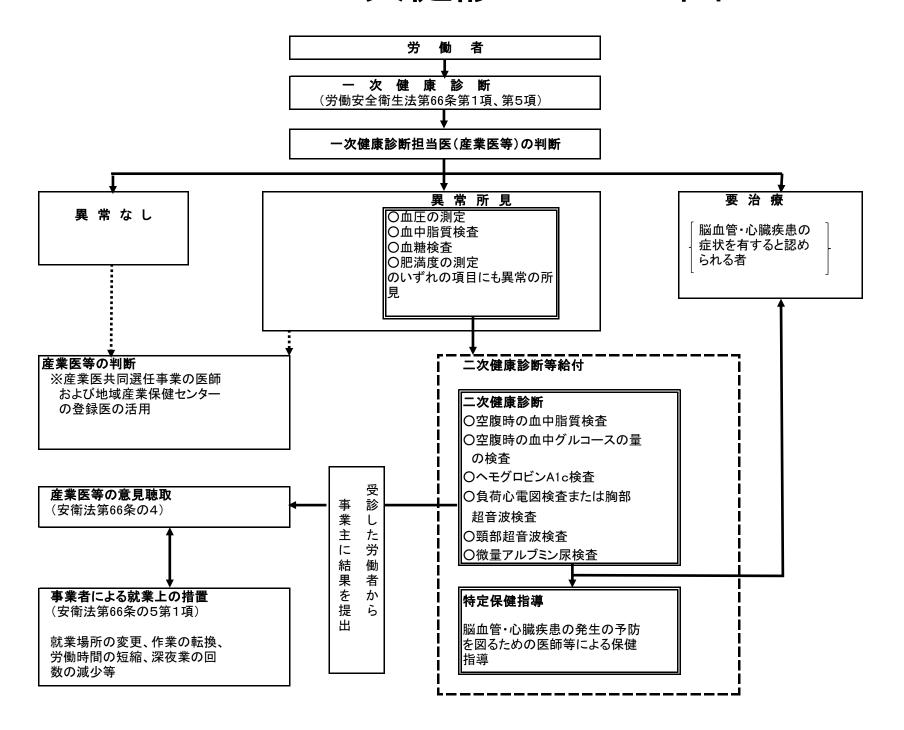
# 参考資料

### 令和2年2月17日

労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の健診費用の 額等のあり方に関する検討会(第2回)

### 参考資料1

# 二次健診のフロ一図



### 参考資料2

## 労働者災害補償保険法 (二次健診の関連条文)

第二十六条 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの(以下この項において「一次健康診断」という。)において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者(当該一次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められるものを除く。)に対し、その請求に基づいて行う。

- ② 二次健康診断等給付の範囲は、次のとおりとする。
  - 一 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査(前項に規定する検査を除く。)であつて厚生 労働省令で定めるものを行う医師による健康診断(一年度につき一回に限る。以下この節において「二 次健康診断」という。)
  - 二 二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導(二次健康診断ごとに一回に限る。次項において「特定保健指導」という。)
- ③ 政府は、二次健康診断の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、当該二次健康診断に係る特定保健指導を行わないものとする。

第二十七条 二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から三箇月を超えない期間で厚生労働省令で定める期間内に当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者(労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。)に対する同法第六十六条の四の規定の適用については、同条中「健康診断の結果(当該健康診断」とあるのは、「健康診断及び労働者災害補償保険法第二十六条第二項第一号に規定する二次健康診断の結果(これらの健康診断」とする。

**第二十八条** この節に定めるもののほか、二次健康診断等給付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 労働者災害補償保険法施行規則 (二次健診の関連条文)

第三節の二 二次健康診断等給付

(二次健康診断等給付に係る検査)

第十八条の十六 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 血圧の測定
- 二 低比重リポ蛋たん 白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋たん 白コレステロール(HDLコレステロール)又は血清トリグリセライドの量の検査
- 三 血糖検査
- 四 腹囲の検査又はBMI(次の算式により算出した値をいう。)の測定 BMI=体重(kg)/身長(m)2
- 2 法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。
  - ー 空腹時の低比重リポ蛋たん 白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋たん 白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査
  - 二 空腹時の血中グルコースの量の検査
  - 三 ヘモグロビンAーc検査(一次健康診断(法第二十六条第一項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。)において当該検査を行った場合を除く。)
  - 四 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
  - 五 頸けい 部超音波検査
  - 六 微量アルブミン尿検査(一次健康診断における尿中の蛋たん 白の有無の検査において疑陽性(±)又は弱陽性 (+)の所見があると診断された場合に限る。)

(二次健康診断の結果の提出)

第十八条の十七 法第二十七条の厚生労働省令で定める期間は、三箇月とする。

(二次健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第十八条の十八 法第二十七条の規定により読み替えて適用する労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の四の規定による健康診断の結果についての医師からの意見聴取についての労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第五十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「法第六十六条の二の自ら受けた健康診断」とあるのは「法第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は法第六十六条の二の規定による健康診断及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十六条第二項第一号に規定する二次健康診断」とし、同項第一号中「当該健康診断」とあるのは「当該二次健康診断」とする。

### (二次健康診断等給付の請求)

第十八条の十九 二次健康診断等給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、当該二次健康診断等給付を受けようとする第十一条の三第一項の病院又は診療所(以下「健診給付病院等」という。)を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 労働者の氏名、生年月日及び住所
- 二 事業の名称及び事業場の所在地
- 三 一次健康診断を受けた年月日
- 四 一次健康診断の結果
- 五 二次健康診断等給付を受けようとする健診給付病院等の名称及び所在地
- 六 請求の年月日
- 2 前項の請求書には、一次健康診断において第十八条の十六第一項の検査のいずれの項目にも異常の 所見があると診断されたことを証明することができる書類を添えなければならない。
- 3 第一項第三号に掲げる事項及び前項の書類が一次健康診断に係るものであることについては、事業主 の証明を受けなければならない。
- 4 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受けた日から三箇月以内に行わなければならない。ただし、天災その他請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(都道府県労働局提出用)	· 健診給付 病 院 等 番 · 号		態務 付 開院 等の 名 称	参考資料3
根 票 種 別 ※修正 3 8 7 0 1 ※修正 3 8 7 0 1 ※修正 分		<b>多</b>	① 支权 3 增減 + 增 - 战	カート及び増減額 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
事業の名称				
学 乗 場 の 所 在 地 検査 (単空腹時血中脂質検査	都道 府県	郡区市		
1   3	受診者に当該検査を必ず行って  受診者に当該検査を必ず行って			
検査 項目 3 3 3 3 3 3 3 1 3 1 3 1 3 1 1 1 1 1 1 1	ー次健康診断でヘモグロビンA	AIC検査を行っている	ない者に限り行ってく	ださい。
項目 自称心图 ※ : 4 3 物部超音波 …	部超音波検査(心エコー検査) 1 又は3のいずれか一方の検査	を行ってください。		
項目   f	エコー検査) 受診者に当該検査を必ず行って 	ください。		
J 6 3	次健康診断における尿蛋白検査 	で、疑陽性(±)又は弱	陽性(+)の所見が認めら 	られた者に限り行ってください。 
3	二次健康診断において、脳又に	は心臓疾患の症状が認 	gめられない者に限り 	行ってください。 
	受診者に当該症状が認められる	か否かの確認を行っ	ってください。	
<del></del>		•		······································

(受診者用)

健診給付	
病院等の	
名 称	

(記名押印又は署名)

### 二次健康診断等の受診結果

2012年 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	受診者のシ	メイ (カナ)			
2 名 称	二次健康診 7 平成 <sup>元号</sup>				
2 名 称					
の所 在 地					
上版が「1」の場合、当該検査を行っております。		都 道 府 県	市		
左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     中性 脂 肪 (mg/d1)     本欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本型のロビンA1c 検査 (物)     本欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本機が「1」のときは負荷心電回検査を、「3」のときは海部超音波検査(心エコー検査)を行っております。     本欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本欄が「1」の場合、外定保健指導を行っております。     本欄が「1」の場合、外定保健指導を行っております。     本欄が「1」の場合、外定保健指導を行っております。     本欄が「1」の場合、外定保健指導を行っております。     本間が「1」の場合、外定保健指導を行っております。     本間が「1」の場合、対策検査を行っております。     本間が「1」の場合、対策を表情ができます。     本間が「1」の場合、対策を表情ができます。     本間が、1)の場合、対策を表情ができます。     本間が、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)の場合、1)のは、1)の場合、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは	空腹時	血中脂質検査	LDLコレ	ステロール(mg/dl)	:
中性脂肪(mg/dl)					
定腹時血糖値接査     左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。     本のロビンA1c 検査     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、当該検査を行っております。     本側が「1」の場合、特定保健指導を行っております。     本側が「1」の場合、特定に対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては					!
使	空腹時				,
広側が「1」の場合、当談検査を行っております。	<b>健</b>			EZ (III g / C I /	
左欄が「1」のときは負荷心電図検査を、「3」のときは胸部超音波検査(いエコー検査)を行っております。   医師の所見   左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。   微量アルブミン尿検査   左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。   微量アルブミン尿検査   左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。   微量アルブミン尿検査   本欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。   医師の所見   上欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。   上間が「1」の場合、特定保健指導を行っております。   上間が「1」の場合、当該検査を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を表するでは、1)の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」の場合、対域を対象を行っております。   上間が「1」のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)			ヘモグロリ	ビンA1c 検査 (%)	
接	<b>負荷心</b>	左欄が「1」のときは負荷心電図検査を、「3」のとき	医師の所見		· .
左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。   微量アルブミン尿検査   左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。   微量アルブミン尿検査   一 生 + ++ + +	斩   頭頭型	安沈松本(顯明エコー絵本)	医師の配具		<del> </del>
大橋が「1」の場合、当該検査を行っております。 微量アルブミン尿検査 - 生 + ++ + 生物定保健指導 左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。 医師の所見 「左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。 「本間が「1」の場合、特定保健指導を行っております。 「本間が「1」の場合、特定はは、1」の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、1)の場合、特定は、1)の場合、特定は、1)の場合、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは、1)のは	l r		E 100 (2007)		
特定保健指導 左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。    医師の所見   上 中 中 中 中	一 微量ア				!
左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。  二次健康診断等の結果における医師の所見]	^   [	左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。	微量ア	ルブミン尿検査	- ± + ++
	特定保健指導	左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。	医師の所見		
· 氏	二次健康診断等	の結果における医師の所見」			
, 氏			,		
·			<del></del>		
		•	Į į	€	

键診給付	
病院等の	
名 称	

(記名押印又は署名)

### 二次健康診断等の受診結果

	受診者のソ	メイ(カナ)									
3 大正 5 昭和 7 平和 9 令和	受診者の生 元号	年月日 年 月	El .		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	二次健康診	新 <b>受</b> 診年月日 年 月	<b>E</b>								
事 の 名	<b>業</b> 名 称	·			,						
事 業の所	業 場 在 地	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	都道 府県		郡区市						
	空腹時	血中脂質検査			LDLコ	レステロ	ı−ル (mg/dl)				
_	[	左欄が「1.	」の場合、当該検	食査を行っております。	HDL⊐	レステロ	ı−ル (mg/dl)				
	Ĺ				中性	脂肪	(mg/dl)				
次	空腹時	血糖値検査 左棚が「1.	」の場合、当該検	食査を行っております。	血 粿	値	(mg/d1)				
健   康	ヘモグ	ロビン A 1c 検査 左欄が「1		食査を行っております。	ヘモグ	コピン。	A <sub>1C</sub> 検査 (%)				
診	<b>負荷心</b>	左欄が「1.	」のときは負荷心	(心エコー検査) (面図検査を、「3」の -検査)を行っておりま		 見		<u>;</u>			
断卜	<b>墨百 李</b> 权 未及:	音波検査(頸部	T コー給杏)		医師の所	<b>=</b>					
結	<b>2</b>			食査を行っております。		<b>7</b> 0					
果	微量ア	ルブミン尿検査 左欄が「1」	」の場合、当該検	食査を行っております。	微量で	゚゚゚ルブ	ごシ 尿 検 査	- ±	+	++	+
特定	:保健指導 [	左欄が「1.	」の場合、特定保	<b>呆徳指導を行っておりま</b>	医師の所	見 .					
二次包	健康診断等	の結果における	医師の所見]								
	•				Г		[				

### 二次健康診断等の受診記録

	② 労保番 番	府県	所以 管 轄   基 幹 番 号   枝 番 号			
	4	労働者の	シメイ(カナ)			•
	(元 3 大正 5 昭和 7 平成	労働者の	生年月日 日 日			
	(9	0二次健康	診断受診年月日		•	
	7 平成 9 令和	元号	年			
	<b>(</b>	別請求額 万 千				
	事のな	業 名 称	1			
		業 場 在 地	都道 府県	郡 区		
		①空腹	時血中脂質検査	LDL=V	ステロール(mg/dl)	
$\supset$	<u> </u>	1 7 3 <del>1</del>	有	<b>I</b>	ステロール(mg/dl)	
	_			中性脂	i肪(mg/dl)	
	次	I ?	有	血糖	値(mg/dl)	
	健		グロビン Aic 検査			
	康	3 #	無 <u>                                    </u>		ピンA1C 検査 (%)	
	診	<ul><li>(4) 負荷</li><li>(5) 目荷心電</li><li>(6) 3 胸部超音</li></ul>		医師の所見		
	断	⑤頸部	超音波検査(頸部エコー検査)	医師の所見		1
	結	] 7 3 <del>!</del>				
	果	16微量 17 3 第	アルブミン尿検査 有	微量ア	ルブミン尿検査 - ±	+ ++ +++
	ហាងក	上保健指達		医師の所見		
$\supset$	<b>919</b> A	7   3	有			
				-		
	[二次	健康診断	「等の結果における医師の所見]	ŀ		
j			·			
				Γ.		
				. '	氏	<b>(P)</b>
			•	;	名	(記名押印又は署名)
					-	

# **労災保険**

# 二次健康診断等給付 の請求手続



厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署

労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等のうち、直近のもの(以下「一次健康診断」といいます)において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見がある場合に、二次健康診断等給付が受けられます。

### 給付の要件

- 1 一次健康診断の結果、異常の所見が認められること
  - 一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断された ときは二次健康診断等給付を受けることができます。
  - ① 血圧検査
  - ② 血中脂質検査
  - ③ 血糖検査
  - ④ 腹囲の検査またはBMI (肥満度) の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、①から④の検査項目において「異常なし」と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。

#### 2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと

一次健康診断またはその他の機会で、医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された 場合、二次健康診断等給付を受けることはできません。

#### 3 労災保険の特別加入者でないこと

特別加入者の健康診断の受診は自主性に任されていることから、特別加入者は二次健康診断等給付の対象とはなりません。

### 給付の内容

二次健康診断等給付では、二次健康診断と特定保健指導があります。

#### 1 二次健康診断

二次健康診断は、脳血管と心臓の状態を把握するために必要な検査で、具体的には、次の検査を行います。

① 空腹時血中脂質検査

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した低比重リポ蛋白コレステロール (LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) および血清トリグリセライド (中性脂肪) の量により血中脂質を測定する検査

② 空腹時血糖值檢查

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した血中グルコースの量(血糖値) を測定する検査

③ ヘモグロビンAic (エーワンシー) 検査

食事による一時的な影響が少なく、過去1~2か月間における平均的な血糖値を表すとされているヘモグロビンAicの割合を測定する検査

- ※ 一次健康診断で受検している場合は、二次健康診断では行いません。
- ④ 負荷心電図検査または胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方の検査
  - 負荷心電図検査

階段を上り下りするなどの運動により心臓に負荷を加えた状態で、心電図を計測する検査

· 胸部超音波検査

超音波探触子を胸壁に当て、心臓の状態を調べる検査

⑤ 頸部超音波検査 (頸部エコー検査)

超音波探触子を頸部に当て、脳に入る動脈の状態を調べる検査

⑥ 微量アルブミン尿検査

尿中のアルブミン(血清中に含まれるタンパク質の一種)の量を精密に測定する検査 ※ 一次健康診断の尿蛋白検査で、疑陽性(±)または弱陽性(+)の所見が認められた場合に限ります。

#### 2 特定保健指導

特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため、医師または保健師の面接により行われる保健指導です。具体的には、次の指導を行います。

① 栄養指導

適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導

② 運動指導

必要な運動の指針を示す指導

③ 生活指導

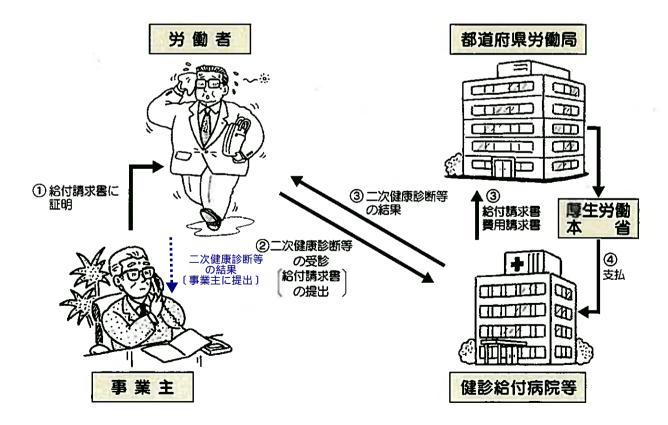
飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

なお、二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は特定保健 指導は、実施されません。

### 二次健康診断等給付の流れ

労災病院または都道府県労働局長が指定する病院・診療所(以下「健診給付病院等」といいます)において、直接、二次健康診断および特定保健指導を無料で受診できます。

二次健康診断等給付の流れは、以下のようになります。



### 請求の手続き

二次健康診断等給付を受けようとする方は、「二次健康診断等給付請求書」(様式第16号の10の2) に必要事項を記入し、一次健康診断の結果を証明することができる書類(一次健康診断の結果の写しなど)を添付して、健診給付病院等を経由して、所轄の都道府県労働局長に提出してください。

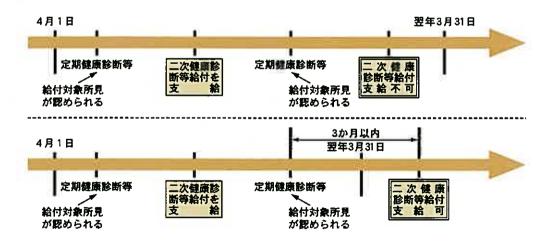
### 請求に当たっての注意事項

#### 1 請求期間

- 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3か月以内に行ってください。ただし、次のようなやむを得ない事情がある場合は、3か月を過ぎてからの請求も認められます。
- ① 天災地変により請求を行うことができない場合
- ② 一次健康診断を行った医療機関の都合などにより、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた場合

#### 2 給付を受けることができる回数

二次健康診断等給付は、1年度内(4月1日から翌年の3月31日までの間)に1回のみ受けることができます。そのため、同一年度内に2回以上の定期健康診断等を受診し、いずれの場合も二次健康診断等給付の要件を満たしていた場合でも、二次健康診断等給付はその年度内に1回しか受けることができません。



#### 3 二次健康診断等給付を受けることができる医療機関

二次健康診断等給付は、健診給付病院等でのみ受けることができます。

# 請求書記入例(表面)

二 <b>为健康</b> 診断笔经付請少數	<u>PALTください。</u> 1161イギシ	タナハマナラワ	
	保留 ①交付年月日 318 エイフセン 318 エイフセン 318 エイフセン 419 オコンソ 419 オコンソ (現金・中) (の処理なり、(力支格・不支給決定年月日	ツスプムユルド テネヘメ レ* トレホモョロー の特例コード	一次健康診断を受けた年月日 を記入してください。
17 1 3xx 50000426 774 73 1	00   ※	3 3 5 1 度以 3 5 1 度以 5 5	実際に二次健康診断を受けた 日を記入してください。 検査が複数の日にわたって 行われた場合は、最初の日 を記入してください。
カ 助 E を 厚労 太郎 者 フッナ チョダクカスミガセキ	(OO #)	まな すって くだ。 いって いって いって いって いって いって いって いって	・を配入してください。 一次健康診断の結果について 記入してください。
の # 千代田区霞ヶ関 1-2・	<b>⊅</b> ≉∉4+ [] [0]	0 - 8191161	一次健康診断における尿蛋白 検査の結果を配入してくださ い。
(以下の(3) (5) (の及び(8)の異常序見について、ナベで「有」 (の血圧の測定におけ (5) (の上では) (5) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	の方が二次は建設新等給付を受給することができます。)	で の解文は、機疾患・変現を変わって、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で か ら む 入 こ か ら む か ら む 入 こ か ら む 入 こ か ら む 入 こ か ら む 入 こ か ら む 入 こ か ら む 入 こ か ら む 入 こ か ら む 入 こ か ら む か ら か ら	■ 脳または心臓疾患の症状の有無について記入してください。 ■ 血糖検査の方法を記入してく ださい。 ■ 二次健康診断および特定保健
- 本地原型斯等東端網内の 所在地 練馬区東大泉 (		で さ き 折 り	指導を受けた医療機関の名称および所在地を記入してください。 「心エコー検査および頸部エ
<ul><li>②の期日が①の期日から3か月を超えている場合、その理由について イ 天災権変により前来を行うことができなかった。</li><li>□ 医療機関の部分等により、一次健康診断の結果の通知が著しく</li><li>③の者について、①の期日が一次健康診断の実施日であること及る。</li></ul>	ハ その他 (理由: 遅れた。 び飛付された書類が即の期日における一次健康診断の結果であること		コー検査を別の医療機関で 受けた場合は、その医療機 関については記入する必要 はありません。
東 東東の名称 株式会社 ○ 高事 事業場の所在地 中央区銀座 2-4 ○ 国事業主の氏書 ○ 太郎 明 法人その他の団業であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業	型話 ( ) 〒 xxx-xxxx	30 年 6 月 13 日 -	ー次健康診断を受けた日から 3か月以内に請求することが できなかった場合には、その 理由について該当するものに ○を付してください。
排の名称・所在地   上記により  次前旅跡新等給付を開水します。   東京 分類局長 取	西	00618 20198221984221	事業主の証明が必要です。 支 店長等が事業主の代理人とし て選任されている場合、当該 支店長等の証明を受けてくだ さい。
支 大		(記事) (記事を) (この機はした) (ない) (ださい) (この機はした) (ださい) (この機はした) (この性はした)	自華による署名の場合は押印は必要ありません。   二次健康診断等給付を請求した年月日(二次健康診断等を 医療機関に申し込んだ日)を   記入してください。

### 請求書記入例(裏面)

#### 様式第16号の10の2(真面)

一次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目について、産業医等が異常の所見があると診断した場合、当該産業医等が新たに異常の所見があると診断した項目について、該当するものを○で囲んでください。

- イ 血圧
- 口 血中胎質
- ハ 血糖値
- ニ 腹囲またはBMI (肥満度)

異常の所見があると診断	目
した産業医等の氏名	(記夕 採印文 は繁夕

(記名押印又は署名)

〔注意〕

で表示された枠(以下「記人枠」という。)に記入する文字は、光学式文字

統取装置(OCR)で直接銃取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲 げたり、のりづけしたりしないでください。

- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には談当事項を○ で囲み(9及び風から効までの事項並びに吸、0、0及びのの元号については、該当番号を記 入枠に記入すること。)、 ※印のついた記入欄には記入しないでください。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式表面右上に記載された。標準字体』にな らって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入してく
- 「一次健康診断」とは、直近の定期健康診断等(労働安全衛生法第66条第1項の規定によ る健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし曹の規定による健康診断のうち、直近のも のをいいます。
- (均は、実際に二次健康診断を受診した日(複数日に分けて受診した場合は最初に受診した日) を、また、②は、二次健康診断等給付を請求した日(二次健康診断等を医療機関に申し込んだ 日)をそれぞれ記入してください。
- ⑭から∅までの事項を証明することができる一次健康診断の結果を添えてください。
- 『二次健康診断等実施機関の名称及び所在地』の欄については、実際に二次健康診断等を受診 した医療機関の名称及び所在地を記載してください(胸部超音波検査(心エコー検査)又は顕部 超音波検査(類部エコー検査)を別の医療機関で行った場合、当該医療機関については記載する 必要はありません。)。
- 8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による 署名をすることができます。
- 「労働者の所属事業場の名称・所在地」の欄については、労働者が直接所属する事業場が一括 適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。
- 10 『産業医等』とは、労働安全衛生法第13条に基づき当該労働者が所属する事業場に遺任され ている産業医や同法第13条の2に規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する 知識を有する医師(地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任した産業医の要件を 備えた医師等)をいいます。

表面の記入枠	ж-1	社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	名	12	黟	番	鲟
を訂正したと	削字印	労務士			ter ter				
きの訂正印稿	加字	起载棚			141				

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/)

トップページ「分野別の情報」雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード

-次健康診断を行った医師が 血圧、血中脂質、血糖質、腹 囲またはBMI (肥濃度) のいず れかについては具常なしと診 断した場合で、その後産業医 等が上記のいずれかの項目に ついて異常を認めたことによ り二次健康診断等給付を受け る要件を満たした場合には、 産業医等が異常を認めた項目 に○を付してください。

(H31.3)